

## 5. これからの海岸づくりに向けた重要事項

## 5. これからの海岸づくりに向けた重要事項

### 5.1 海岸管理者等関係機関における体制づくり

本計画を推進するにあたり海岸管理者等関係機関がメンバーとなる既存の連絡調整会議を活用するなど(図 5.1)、関係各者と適宜協力しながら、本計画に示された施策を適切に推進する。

施策の推進にあたっては、海岸の状況変化等の把握とその情報の共有化に努めるとともに、隣接する海岸への影響や各種総合計画等との整合等、沿岸全体を考慮しながら、海岸保全施設の整備や養浜(サンドリサイクルやサンドバイパスを含む)の計画を検討していく。

また、関係機関との調整や地域における協議については、それぞれの立場を尊重し、建設的な議論を通じて、相互に納得できる方向性を模索しながら合意形成に努める。



図 5.1 海岸保全の体制づくりの例

### 5.2 市町村による日常的な海岸管理の推進

市町村長は、県知事等と協議して、海岸保全区域および一般公共海岸区域における一部の管理を行うことが可能となっている(図 5.2)。その内容は、日常的な管理としての、海岸占有の許可、行為の許可などの権限である。

既にわが国においてはいくつかの市町村による海岸管理が行われている事例もあることから、先例事例としての条例の紹介、および権限委任に関連する法的助言などの情報提供に努めるとともに、国有財産法等、他の法律との整理を行うことによって、市町村の日常的な管理への参画を支援する。

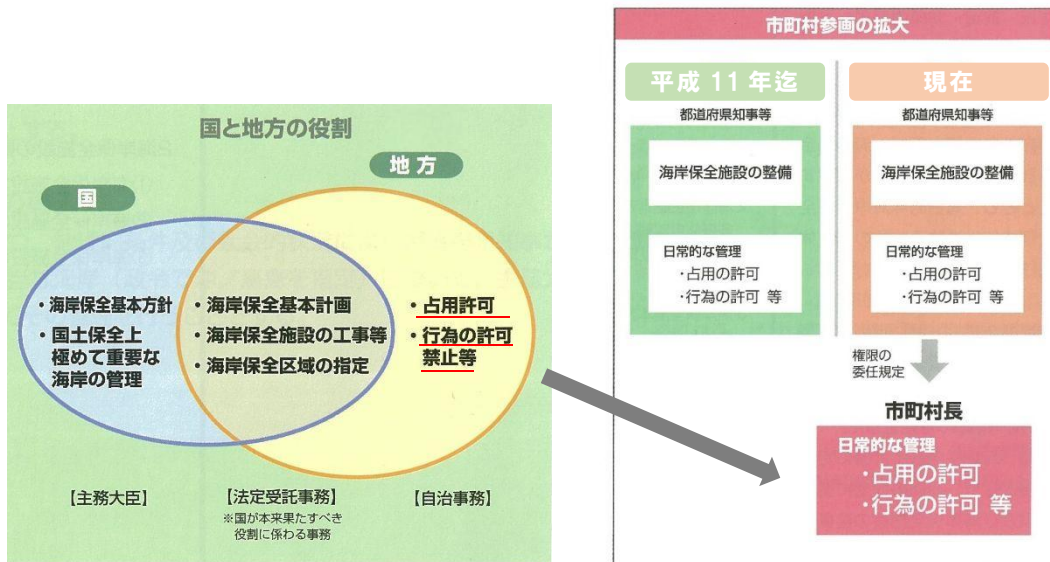


図 5.2 海岸法改正（平成 11 年）による海岸管理における市町村管理の拡大  
出典：「新海岸法の施行」（社）全国海岸協会，平成 12 年）

### 5.3 海岸管理者と海岸利用者や海岸協力団体等との連携

本計画を推進し、海岸ごとに防護・環境・利用の調和のとれた整備を実施していくためには、海岸管理者と海岸利用者との連携が不可欠である。

地域における清掃、植栽、希少な動植物の保護、防災・環境教育等の様々な海岸保全活動を支援し、海岸保全に関する調査研究を行う。また、海岸管理者や地域と協働して海岸管理を担う法人・団体を海岸協力団体に指定することにより、地域との連携強化を図り、地域の実情に応じた海岸管理の充実を図る。

関係者間において、日常の海岸の維持管理に関わる多様な課題を共有し、情報の一元化や多角的な取り組みを推進する。この際、市町村と連携し必要に応じて海岸利用者と協議を行う。協議においては、特定の人々の意見に偏らず、幅広い関係者の意見を得るための工夫に努め、問題点・課題に関する専門家の見解や法的・技術的な情報の提供、上位計画の説明等を行い互いの理解を深める。また、海岸利用者からの提案や要望についても関連する情報の収集、意見の背景の共有に努め、相互に納得できる対応の方向性を模索する。写真 5.1 に、住民参加による海岸清掃の様子を示す。

((仮称)大洗港区海岸 大洗町) (鹿島港海岸平井地区 鹿嶋市) (鹿島港海岸日川地区 神栖市)



写真 5.1 住民参加による海岸清掃

#### 5.4 海岸管理者と大学・研究機関等との連携

海岸の保全を適切かつ効果的に進めていくため、海岸管理者と地元の大学、博物館、研究機関等と連携を進める。茨城沿岸に関わる各種の調査データ、結果等を、官学民で共有し、相互に活用する仕組みづくりに取り組んでいく。



写真提供：筑波大学

写真 5.2 海岸管理者と大学・研究機関との連携

#### 5.5 多様な主体との連携

海岸は、海と陸が接する空間であることから、様々な利用の可能性を秘めており、海岸の有する特性を更に広く適切に活用していくことが重要である。

レジャーやスポーツの振興、自然体験・学習活動の推進、健康の増進、自然との共生の促進等を進めるため、茨城の海岸を県内外はもちろん海外を含めた多くの方々に紹介する取組みのほか、多様な主体との連携に努める。

また、総合的な土砂管理やごみ投棄抑制の取組等を推進するため、海域・陸域一体となった施策、海面利用のルールづくり、沿岸域における関係者の連携体制の構築など、海洋基本計画に基づく沿岸域の総合的管理の実現を目指す。

#### 5.6 海岸愛護の啓発、海岸環境教育の充実

海岸に関わる情報、知識、知恵は、継承すべき地域共有の財産ととらえる。

海岸の美化や希少な動植物の保護などの地域における海岸愛護、防災教育を含む海岸環境教育のための人材育成を、県、市町村の教育計画と連携して推進し、海岸環境教育の充実に努める。

海岸愛護活動の普及・拡大、生涯学習との連携等を行う。これらへの支援策として、市町村、教育機関、ボランティア団体等と協力し、海岸利用者への海岸環境教育、利用マナー向上等に関する大洗町の取り組みなど県内の先進事例を紹介する情報提供などを行う。

また、大学や研究機関、水産試験場の学識者、研究者などの専門家、海岸の防護・環境・利用に係る活動団体や地元有識者との情報共有、意見交換に努める。

茨城沿岸の海岸に関する調査研究を精力的に行っているミュージアムパーク茨城県自然博物館やアクアワールド茨城県大洗水族館，人間と大地の関係を学ぶジオパークの取り組みなどと協調して，次世代を担う子供たちが茨城の海岸を誇りに思い，海岸を大切にしていける気持ちを醸成する海岸環境教育の場の提供に努める。

写真 5.3 に，ガイド付きでジオポイントを巡るジオツアーの様子を示す。



写真提供：茨城県北ジオパーク推進協議会事務局

写真 5.3 ガイド付きでジオポイントを巡るジオツアー（ジオパークの取り組み）

## 5.7 地球温暖化に伴う気候変動への対応

平成 25 年(2013 年)に公表された IPCC 第 5 次評価報告書第 1 作業部会報告書によれば，長期間での全球の平均海面は上昇するとしているが，設定するシナリオ，海域によってその予測値に大きな差があり，今後も注視すべき問題である（図 5.3 左図）。

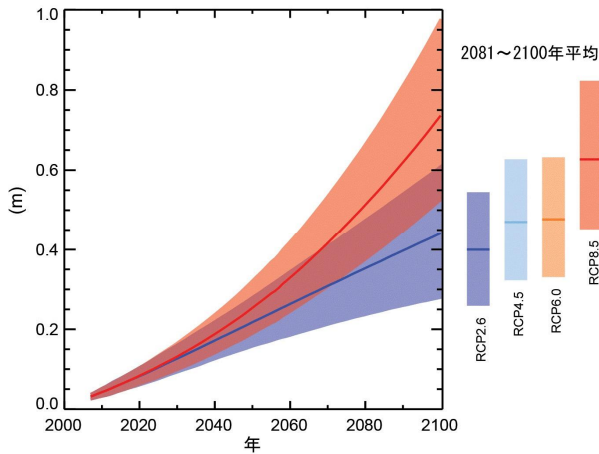
また，長期的な黒潮の盛衰や蛇行の変化などに強い影響を受ける日本近海の平均水位変化は，必ずしも世界平均の海水面変化とは一致せず，独自な変化をしていることにも注意を払う必要がある（図 5.3 右図）。

海岸管理においては，海岸保全施設の補修・更新時に，海面上昇の影響，海象の変化を評価し，かさ上げを行うなど，社会状況の変化や地域の要請を踏まえ，維持管理と併せて適切な対応策を検討していくことが重要である。

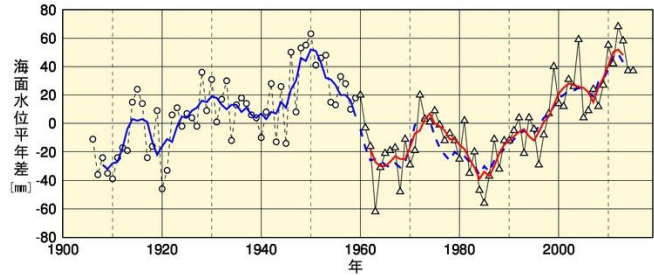
地球温暖化の緩和策への取組状況や社会条件の変化等により，その動向には不確実性があることを踏まえつつ，海面上昇や台風の激化など，超過外力の来襲による被害の発生は避けられないことを想定する必要がある。被害が起こることを前提とした危機管理対策の検討に資することを念頭に，気候変動に伴う外力変化の予測・モニタリング結果等の情報収集に努める。

今後，ハザードマップのあり方，早期に社会機能回復（事業継続）目指したレジリエントな防災のあり方，タイムラインの考え方等について検討を進める必要がある。

■ 世界平均海面水位上昇



■ 日本沿岸の海面水位変化 (1906～2015年：気象庁)



種別	2100年放射抑制力	シナリオの種類
RCP8.5	2100年に8.5 W/m	上昇
RCP6.0	2100年以降6.0W/mで安定	オーバーシュートせずに安定化
RCP4.5	2100年以降4.5W/mで安定化	
RCP2.6	2100年より前に2.6 W/mのピークに達し、その後減少	ピークに達した後、減少

図 5.3 世界平均海面水位上昇と日本沿岸の海面水位変化

※ IPCC 第 5 次評価報告書第 1 作業部会報告書 (2013) より引用

※ IPCC 報告書(第 5 次)によれば、長期間での海面上昇は設定するシナリオによってその値に大きな開きがあり、今後も注視すべき問題である。また、長期的な黒潮の盛衰や蛇行の変化などに強い影響を受ける日本近海の平均水位変化は、必ずしも世界平均の海水面変化とは一致せず、独自な変化をしていることにも注意を払う必要がある。

5.8 計画の見直し

本計画の策定後、地域の状況変化や社会経済状況の変化等に応じ、計画の対象とする海岸や計画の基本的事項、海岸保全施設の整備内容等を検証し、適宜見直しを行うものとする。